

7月の無料相談

●相談名	●日 時	●場 所	●主な相談内容(相談員)
市民法律相談	毎週火曜日 8日(木)・22日(木)	13:00~17:00 広報広聴課(☎内線2376)	法律が関係する困りごと (弁護士)予約制
税務相談	13日(火)	13:00~16:00 真鍋事務庁舎(☎824-5055)	相続税・贈与税などの税について (税理士)予約制(予約時間10:00~14:00)
市民相談	月~金曜日	8:30~17:15 広報広聴課(☎内線2376)	要望、苦情、意見など (担当職員)
心配ごと相談	月・水・金曜日	13:00~16:00 社会福祉協議会(☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと (専門相談員)
行政相談	21日(火)	13:00~16:00 広報広聴課(☎内線2376)	国・県に対する苦情、意見、要望 (行政相談委員)
消費者相談	月~金曜日	9:30~16:30 消費生活センター(☎823-3928)	商品、契約や多重債務などのトラブル (消費生活相談員)
家庭児童相談	月~金曜日	8:30~17:15 こども福祉課(☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて (家庭児童相談員)
育児相談	月~金曜日	9:00~17:00 地域子育て支援センター “さくらんぼ”(☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣 (保育士)
早期療育相談	月~金曜日	9:00~16:30 療育支援センター 早期療育相談(☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの 発達、行動面に関すること(早期療育相談員)
青少年相談	火~日曜日	10:30~17:00 総合福祉会館(ウララ2 8階) (青少年センター ☎823-7838)	青少年についての困りごと (専任相談員)電話相談可
教育相談	月~金曜日	9:00~16:00 教育相談室(☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止 (教育相談員)
交通事故相談	月~金曜日 (水曜日は弁護士相談)	9:00~16:45 (13:00~16:00) 土浦合同庁舎(県南地方交通事 故相談所 ☎823-1123)	交通事故に関すること(県委嘱相談員) (弁護士)予約制
人権相談	月~金曜日	8:30~16:00 法務局土浦支局(☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など (人権擁護委員、担当職員)
生活相談	毎週水曜日	13:00~16:00 新治地区公民館(☎862-2900)	生活上のこと、人権にかかわること (生活相談員)
ひきこもり専門相談	12日(月)	10:00~12:00 土浦保健所(☎821-5516)	ひきこもりについての困りごと (専門医)予約制
精神クリニック	9日(金)・16日(金)	14:00~16:00 土浦保健所(☎821-5516)	精神障害者の医療などに関すること (精神科医師)予約制、1日2件まで
	26日(月)	10:00~12:00	

■女性のための各種相談

フェミニスト相談	毎週水曜日 10日(土)	11:00~16:00 10:00~15:00	男女共同参画センター ☎827-1107 (ウララ2 総合福祉会館7階)	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブル など(専門カウンセラー)予約制
法律相談	22日(木)	13:30~15:30		法律が関係する困りごと (女性弁護士)予約制
法律関連一般相談	9日(金)・23日(金)	13:00~16:00		法的な手続きについてなど (専門相談員)予約制
一般相談(外国人相談を含む)	9日(金)・23日(金)	13:00~16:00		仕事や家族関係、生き方など、女性を取り巻く さまざまな悩みごと(専門相談員)予約制
DVヘルプライン(電話相談)	15日(木)	13:00~16:00	☎827-2525	配偶者や恋人からの精神的・肉体的暴力な どの悩みに関すること

「健康食品だから…」本当にだいじょうぶ？

消費生活センターから

☎823-3928

◆相談1 耳鳴りが解消し、難聴も治るという健康食品の折込広告を見た。試したいと思うが、医師から処方してもらった薬も飲んでいるのでだいじょうぶだろうか。

◆相談2 ひとり暮らしの高齢の母親が、空き店舗を会場とする業者の目玉商品につられて、高額な健康食品を購入してしまった。年金暮らしの母親に支払いが負担になっていないか心配だ。

♣️アドバイス 健康食品は、治療を目的とするものではないので、「～に効く」と効能や効果をうたうことはできません。満足度にも個人差があり、科学的な根拠があるかどうかも疑問です。相談1では、副作用が出ることもあるので、医師に相談してから考えるよう話をしました。相談2は、格安商品を目玉にして、コミュニケーション不足や健康に対して不

安をもつ高齢者の心理を利用し、さまざまな演出をして、連日通わせ、最終的に高額な健康食品を買わせようとするものです。相談者と当事者の認識が同じであるとは限らないことから、トラブルと捉えるかどうかは、難しいところがあります。セールストークや販売方法などに問題があれば、解約できることもあるので、母親からよく話を聞いてみるよう助言しました。

健康食品を過信せず、一般の食品よりも安全性について慎重に考えることが大切です。効能や品質だけを強調するテレビショッピングや訪問販売などに惑わされず、よく考えてから契約するよう注意しましょう。また、少しでも「おかしい」と思ったら早めに消費生活センターに相談しましょう。